

実地指導における指摘事例等

- サービス共通編 -

神戸市福祉局監査指導部





目次

Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項

(1) 勤務体制の確保／人員に関する基準

人員基準を欠くことのない体制の構築を！

- ▶ 常勤の従業者、非常勤の従業者それぞれについて、有給休暇の取得などの事情も勘案し、人員基準を常に確保
- ▶ 月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、業務分担などを明確に（タイムカードなど、勤務時間を確認できる帳票を整備）
- ▶ 前月15日までに勤務体制（人員基準や加算要件）を確認することにより、翌月勤務体制の不足による加算等の届出忘れを防止！



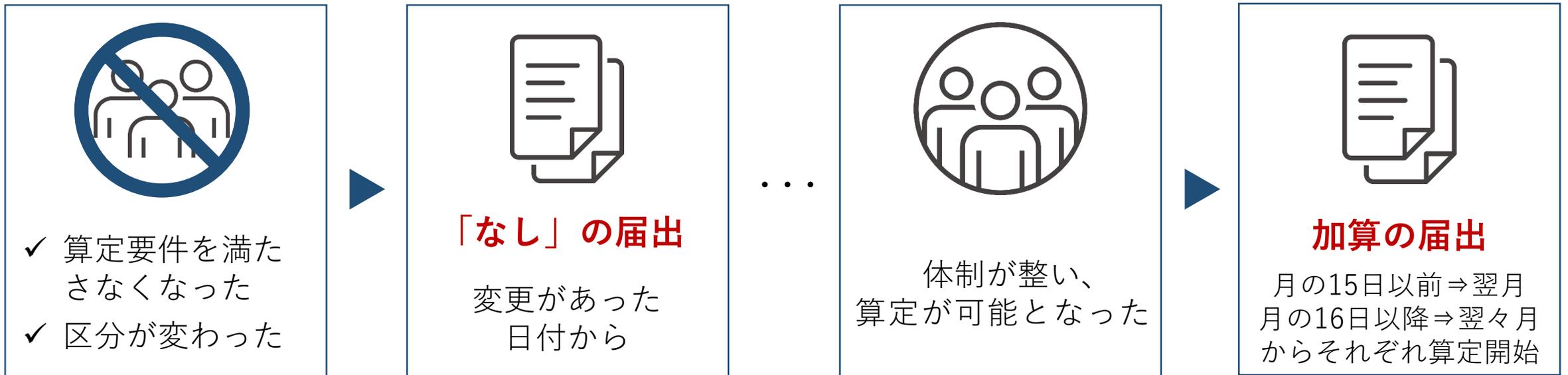
(1) 勤務体制の確保／体制加算の届出

- 人員基準や加算の常勤換算など、算定要件を満たさなくなった場合、体制加算（福祉専門職配置等加算、人員配置体制加算、児童指導員等加配加算など）は、**算定不可**

例①：人員基準を満たしていない（定員超過時を含む）

例②：加算の算定要件である常勤換算1以上を満たしていない など

- 算定要件を満たさなくなった場合は「**なし**」の届出を行うこと



《届出に関するHP》

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html>

(1) 勤務体制の確保／人員基準に関する指摘事例

- ✓ 事業所で定められている**常勤**の従業者が**勤務すべき時間数に達していない**
- ✓ **法人役員**の出退勤管理がされていない（勤務記録がない）
- ✓ 嘱託医が出勤していない（出勤記録がない）
- ✓ サービス提供時間中に、生活支援員や職業指導員などの直接支援職員が不在となる時間が発生していた。
- ✓ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者※が、送迎の際に運転業務を行っている

※ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成及びサービスの客観的な評価等を行うものであり、原則、直接サービス提供を行う従業者とは異なる人員である

(2) 個別支援計画／作成の流れ

個別支援計画作成の流れ

- サービス提供責任者やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、サービスを行うことが義務付けられている
- 運営基準に定める個別支援計画及びモニタリングに係る一連の手続き（右図参照）が適正に行われていない場合、**個別支援計画未作成減算**が適用される可能性あり（訪問系除く）

個別支援計画未作成減算

- 適用1月目から2月目
⇒ 所定単位数の70%を算定（▲30%）
- 適用3月目以降
⇒ 所定単位数の50%を算定（▲50%）



(2) 個別支援計画／指摘事例



- ✓ 個別支援計画が作成されていない（計画開始までに同意を得られていない）
- ✓ モニタリングが少なくとも6月（3月）に1回以上、行われていない（記録がない）
- ✓ 個別支援計画の原案の検討を行うサービス担当者会議を行っていない（記録がない）
- ✓ 個別支援計画の原案が保存されていない
- ✓ サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）以外の従業者が個別支援計画を作成

(3) サービス提供の記録



サービス提供の都度！具体的な支援の内容も忘れずに！

- 記録は、報酬の対象となるサービスを適正に提供したことを**挙証する書類**
- 記載漏れや不備等があり、適正なサービス提供を行ったことが確認できない場合、**報酬の返還や減算の対象**となる場合あり
- 提供日、具体的な支援内容、実績時間数、利用者負担額など利用者へ伝達すべき必要な事項を**その都度記録**すること
- サービス提供記録（サービス提供実績記録票）については、利用者（保護者）の確認を得ること

(4) 障害者虐待の防止・権利擁護

障害者虐待の防止・権利擁護

虐待防止措置

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため、障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の1%を減算）を創設。

（参考）障害者虐待防止措置

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体拘束の適正化

○ 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、施設・居住系サービスについて、身体拘束廃止未実施減算の減算額を5単位から所定単位数の10%に引き上げ。訪問・通所系サービスについて、減算額を5単位から所定単位数の1%に見直す。

（※）施設・居住系：障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

訪問・通所系：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

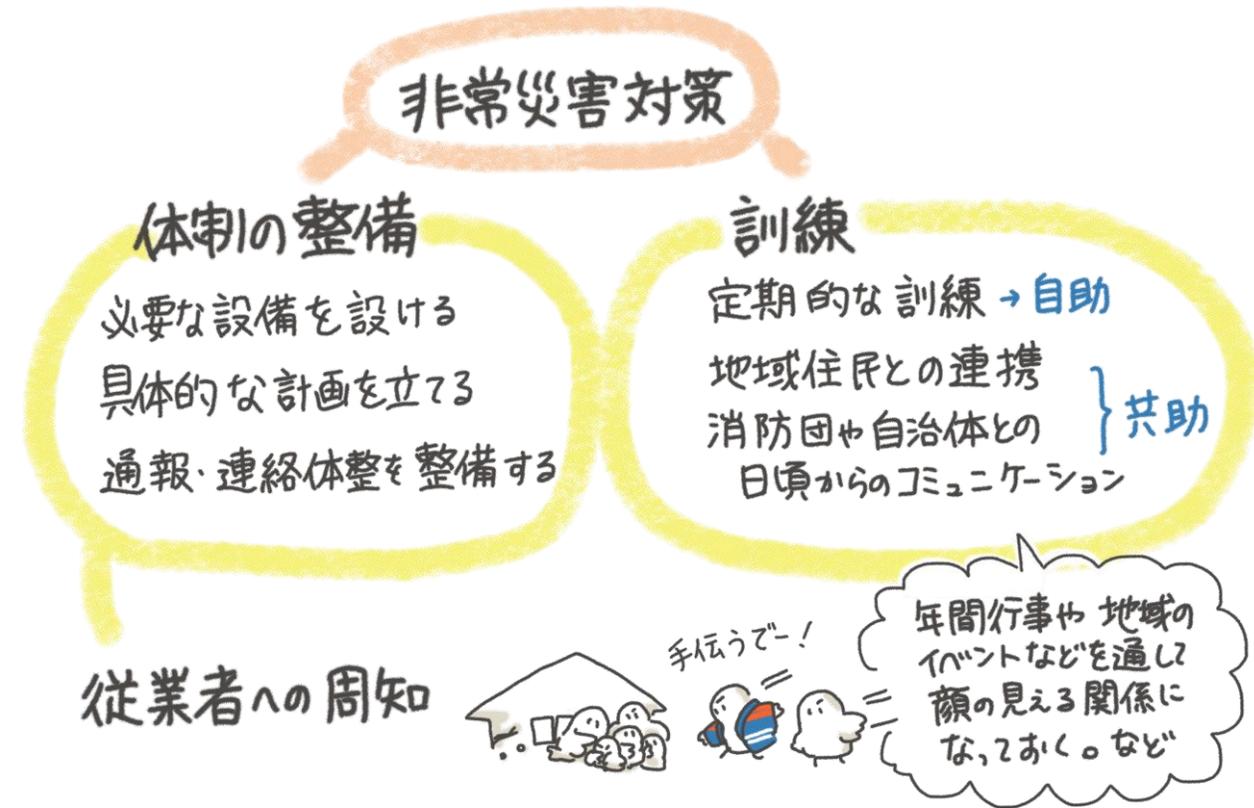
（参考）身体拘束適正化措置

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。

(5) 非常災害対策

講ずべき対策

- ▶ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること
- ▶ 火災や、風水害・地震等の災害に**対処するための計画※を立てること**
- ▶ 地域の消防団など関係機関への通報及び連絡体制の整備とそれらを定期的に従業員に周知すること
- ▶ 定期的な避難や救出などの**訓練を実施すること**（実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めること）



※計画の作成に当たっては、ハザードマップ等で、
①洪水等の浸水想定区域内 又は ②土砂災害区域内に事業所があるか確認し、
事業所の所在地の状況に合わせた避難計画の作成と訓練を行うこと。

🔍 神戸市ハザードマップ (2023年1月時点)

https://www.city.kobe.lg.jp/a19183/bosai/prevention/map/tokubetugou_new/index.html

(6) 感染症対策の強化 令和6年度～義務化



委員会の設置

- 委員は、施設長、医師、看護職員、生活支援員など幅広い職種により構成
- 専任の感染対策担当者を決める
- 委員会は、概ね3か月に1回以上の定期的開催

指針の整備

- 平常時の対策（環境の整備、排泄物の処理）
- 日常支援にかかる感染対策（血液・分泌液などに触れた時の取り決めなど）
- 感染症発生時の状況把握、感染拡大防止、医療機関や保健所、市町村など関係機関との連携や報告

研修の実施

- 感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発
- 衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行
- 指針に基づく研修プログラムの作成、定期的（年2回以上）な教育の実施

訓練の実施

- 定期的（年2回以上）の訓練
- 訓練の際には、発生時の対応を定めた指針や研修に基づき役割分担を確認

(7) 業務継続に向けた取組の強化

厚生労働省資料より

業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。



令和6年度より
減算適用
(経過措置あり)

(7) 業務継続計画／定義・減算

業務継続計画(BCP)とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても

重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

業務継続計画(BCP)に定める重要な取組事例

- ✓ 担当者をあらかじめ決めておくこと
- ✓ 連絡先をあらかじめ整理しておくこと
- ✓ 必要な物資をあらかじめ整理、準備しておくこと
- ✓ 上記を組織で共有すること
- ✓ 定期的に見直し、必要に応じて研修・訓練を行うこと など

減算について（再掲）

感染症もしくは自然災害のいずれかの業務継続計画が**未策定**の場合、基本報酬が**減算**されることになります。

(8) 業務継続計画／盛り込むべき内容



感染症(新型コロナ)に係る業務継続計画	自然災害に係る業務継続計画
<p data-bbox="135 362 512 411">平時からの備え</p> <ul data-bbox="135 429 868 648" style="list-style-type: none">• 体制構築・整備• 感染症防止に向けた取組の実施• 防護服・消毒液等備蓄品の確保• 研修・訓練の実施 など	<p data-bbox="1327 362 1658 411">平常時の対応</p> <ul data-bbox="1327 429 2440 648" style="list-style-type: none">• 建物・設備の安全対策• 電気・ガス・水道等のライフラインが停止した場合の対策• 必要品の備蓄 など
<p data-bbox="135 679 351 728">初動対応</p> <ul data-bbox="135 746 1182 965" style="list-style-type: none">• 第一報（法人内の情報共有、自治体への報告、家族への報告）• 感染疑い者や体調不良者への対応• 消毒・清掃の実施 など	<p data-bbox="1327 679 1658 728">緊急時の対応</p> <ul data-bbox="1327 746 1913 908" style="list-style-type: none">• 業務継続計画発動の基準• 対応拠点や体制など• 職員の参集基準 など
<p data-bbox="135 996 741 1045">感染拡大防止体制の確立</p> <ul data-bbox="135 1063 991 1282" style="list-style-type: none">• 保健所との連携• 濃厚接触者への対応• 関係者との情報共有（従業員の確保）• 情報発信 など	<p data-bbox="1327 996 1933 1045">他施設及び地域との連携</p> <ul data-bbox="1327 1063 2392 1225" style="list-style-type: none">• 連携体制の構築（地域ネットワークの構築や参画）• 被災時の従業員の派遣 など

(8) 業務継続計画／参考

- 業務継続計画の作成に当たっては、厚生労働省のホームページに掲載しているガイドライン等を適宜参考にすること

《厚労省ホームページ》

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html
- 感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

ガイドラインは
利用者の多い事業所を
想定して作られているので
「ナニホド!」も
「どういうこと?」も、ある。



BCPに必ず記載するべき
項目はきちんとおさえ

細部は事業所の
実態に応じて決める



(9) 事故の防止／未然防止の取組

事故を未然に防ぐために

- 過去に発生した事故の原因を究明し、それを踏まえて再発防止策を講じること
- 万一起きるとしたら、どんな事故が考えられるか、事業所の支援の内容や施設・設備の特徴に応じて想定し、未然防止策を講じること
- サービス提供の際に**死角が発生しない**ようにするなど、従業員がサービス利用者の動きを把握し、**目配りや気配りを欠かさない体制を作ること**
- 死角となったスペースでの事故が頻発しています！

事故の原因究明・再発防止策



日頃の備え

緊急時対応マニュアル
想定・対策・訓練!
練習用エビかんアム
使い方を
いざという時の
判断に
まよわない!

ヒヤリハットの活用
あぶない
すべる
活用
ヒヤリハット
まとめ
R4.4
朝礼シート
出勤したら
カクコン
書いただけ。にならない工夫を!

AEDの設置場所
屋外活動でよく行く
場所の付近もチェック!
アアリもある
神戸市なら
まちかど救急ステーション
消防本部と連携している。

最新情報への更新も
冷感シートは
アイシングと
ちがうらしい。

A collection of illustrations related to emergency preparedness. It includes a book titled '緊急時対応マニュアル' (Emergency Response Manual), a yellow 'Ebi-Kan' (a type of safety cap), a first aid kit, a stack of cold packs, a person using a slip mat, a person with a lightbulb idea, and an AED (Automated External Defibrillator) with a person nearby. There are also some text boxes and arrows connecting these items.

(9) 事故の防止／報告

- 以下の事故が発生した場合、神戸市監査指導部へ報告すること
 - ① サービスの提供による利用者のケガ（医療機関の受診を要するもの等）又は死亡事故
 - ② 従業者の法令違反・虐待・不祥事等
 - ③ その他、報告が必要と認められる事故

- **死亡や重症等の重大な事案の場合、第1報として、速やかに電話やFAX等で報告してください！**
(発生当日または夕方・夜間発生時は翌日中)

- 事故が発生した場合には、本市へ報告するとともに、利用者の家族等へ連絡し、事故の発生状況やその後の対応について十分に説明すること。

責任の所在に関係なく

報告は責任を求めためではないので
事故があったことについて情報共有をお願いします!

報告の範囲

医療機関を受診した
緊急通報をした
従業者の法令違反や不祥事
その他、報告が必要と思われるもの

《事故報告フォーム》 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/shogaifukushi/jiko_houkoku.html

(10) その他よくある指摘事例

項目	指摘事項
虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 虐待防止委員会を設置・定期的に開催していない ✓ 全職員が虐待防止研修を受講していない ⇒ 全職員に1年に1回必ず実施 ⇒ 令和6年度から減算対象
身体拘束等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置していない（委員会が定期的で開催されていない） ✓ 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない ✓ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修が実施されていない ⇒ 令和5年度から減算対象
重要事項説明書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 利用者が支払うべき費用の記載がされていない（誤りがある）（具体例：事業所が算定する給付費、加算、単位数、単価）
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 複数の事業所を運営する法人で、事業所ごとの経理の区分をしていない
欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 相談援助を行った記録がない、「〇月〇日、体調不良のため欠席する旨の電話連絡あり」のように理由の記載のみである



目次

Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項

(1) 個別支援計画への位置づけが必要な加算

- ▶ あらかじめ個別支援計画に位置づけて、利用者（保護者）の同意が必要
- ▶ 一連の手続きが適正に行われていない場合、**過誤返還の対象**

個別支援計画への位置づけが必要な加算（例）

加算	対象サービス
延長支援加算	生活介護、児童発達支援、放課後等デイサービス
食事提供体制加算	生活介護、就労継続支援A・B型など
帰宅時支援加算	共同生活援助
夜間支援等体制加算Ⅰ	共同生活援助
個別サポート加算Ⅱ	児童発達支援、放課後等デイサービス
家庭連携加算	児童発達支援、放課後等デイサービス



目次

Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項

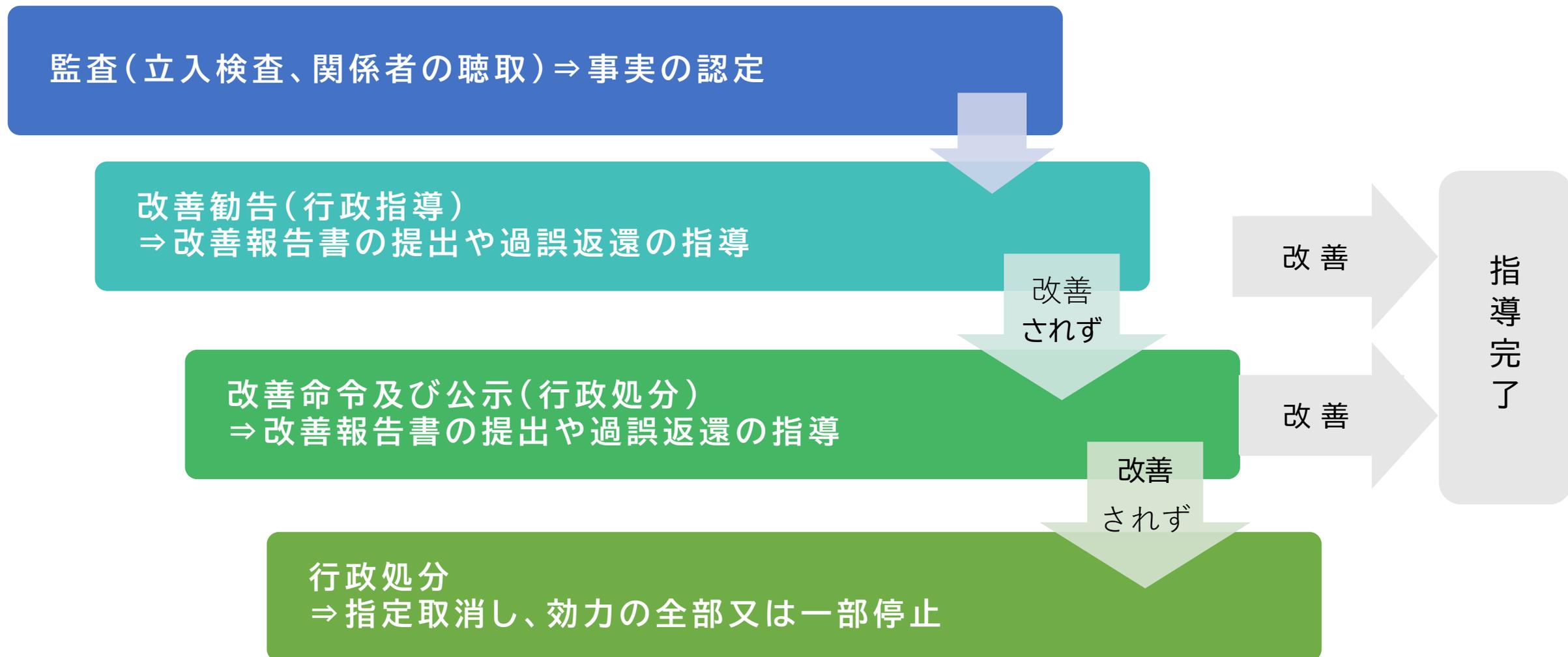
(1) 監査とは／実地指導と監査の違い



	実地指導 (令和6年度から「運営指導」)	監査
対象	全事業者	不正・基準違反・従業員による虐待の疑いなどの市が必要と認める場合
目的	事業者等の育成・支援を基本とし、利用者に対するサービスの質の確保・向上及び適正な給付費の請求等を促すこと	不正請求や基準違反等が疑われる場合に調査を行い、適切な措置(行政処分等)を講ずるもの
備考	原則、事前に通知して順次実施 (事前通知がない場合もあり)	事前予告なし、随時

(2) 監査の流れ①

直ちに指定取消し等に至らないが、改善が必要と認められる場合



(2) 監査の流れ②

指定取消処分等の事由に該当する場合の流れ

立入検査、関係者の聴取⇒事実の認定
(改善命令後、改善がされない場合)

聴聞又は弁明の機会の付与

指定取消し、効力の全部停止又は一部の停止公示
※不正利得があれば、返還金の請求及び加算金の請求あり

※著しく悪質な運営基準違反・不正と認定した場合、勧告・改善命令を経ることなく指定取消しなどの行政処分をする場合もあり



指定障害福祉サービス事業所の処分

記者資料提供（2023年6月30日）

福祉局監査指導部

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第50条第1項の規定により、次のとおり処分を行いましたのでお知らせいたします。

1. 指定障害福祉サービス事業所「海花」の処分（指定の取消し）

運営法人 特定非営利活動法人 縁（ゆかり）

（理事長：竹内 加奈子）

（所在地：神戸市東灘区魚崎中町2-5-3-1）

事業所名 海花

サービス種別 生活介護及び就労継続支援B型

事業所所在地 神戸市東灘区魚崎北町2-9-17 ペステップ魚崎1階

事業開始年月日 2018年9月1日（就労継続支援B型）

2021年8月1日（生活介護）

処分の内容 指定の取消し

通知年月日 2023年6月30日

効力発生年月日 2023年7月29日

(3) 令和5年度の行政処分事例



処分の理由 介護給付費及び訓練等給付費の不正請求

2022年1月から同年8月までサービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていたため（約763万円3,096件）。

経済上の措置 不正請求により受領した介護給付費及び訓練等給付費に障害者総合支援法に基づく加算額を加え約1,068万円の返還を求めます。

根拠法令 障害者総合支援法第50条第1項第五号

2.指定障害福祉サービス事業所「ALOHA HOUSE」の処分（一部効力の停止）

運営法人 特定非営利活動法人 縁（ゆかり）

（理事長：竹内 加奈子）

（所在地：神戸市東灘区魚崎中町2-5-3-1）

事業所名 ALOHA HOUSE

サービス種別 共同生活援助

事業所所在地 神戸市東灘区魚崎中町2-5-3-1

事業開始年月日 2019年12月1日

処分の内容 一部効力の停止（6か月の新規受入停止及び6か月間の訓練等給付費請求上限7割（報酬の3割減額））

通知年月日 2023年6月30日

効力発生年月日 2023年7月1日

処分の理由 訓練等給付費の不正請求。

2022年8月から翌年2月まで、サービス管理責任者の実務経験要件を満たしていない従業者をサービス管理責任者として配置し、指定基準に定める人員基準を満たしていない期間があるにもかかわらず、サービス管理責任者欠如減算を行わず報酬請求を行っていたため（約259万円1,789件）。

経済上の措置 不正請求により受領した訓練等給付費に障害者総合支援法に基づく加算額を加え約363万円の返還を求めます。

根拠法令 障害者総合支援法第50条第1項第五号



3.これまでの経緯

2022年9月30日 障害者総合支援法に基づく監査（立入調査）を実施

2022年10月～翌年5月 不正事実の確認のための書類精査等

2023年5月22日～6月5日 行政手続法に基づく弁明の機会の付与（ALOHA HOUSE）

2023年6月19日 行政手続法に基づく聴聞を実施（海花）

4.参考

(1) サービスの内容

「生活介護」（障害者総合支援法第5条第7項）

常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の場を提供するサービス。

「就労継続支援B型」（障害者総合支援法第5条第14項）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を提供するサービス。

「共同生活援助」（障害者総合支援法第5条第17項）

共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を提供するサービス。

(2) 処分の根拠法令

障害者総合支援法第50条第1項

都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

第五号 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき

(3) サービス管理責任者とは

個別支援計画(※)を作成等、利用者に対する必要な支援、利用者・家族に対する相談・援助、他の従業員に対する技術指導・助言を行う責任者。

(※) 個別支援計画とは、サービス管理責任者が適切な方法によりアセスメントを行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるようにサービスの支援内容について検討した計画。

(4) 令和5年度の事件・事故

詐欺の疑いによる逮捕

令和5年10月、神戸市長田区の就労継続支援B型事業所の従業員が、利用者が利用していないにもかかわらず利用があったと偽り報酬を請求していた疑いで逮捕されました。

本事件は、事業所名のほか、従業員の実名も報道されています。

利用者数を偽って報酬を請求することは、詐欺罪に該当する可能性があり、当然報酬返還の対象となりますが、その際加算金を付加される場合もあります。

報酬請求の際は、誤りなく手続するようご注意ください。

行方不明、死亡事故について

障害福祉サービスや障害児通所支援等において、離設・行方不明の事案が多数報告されています。行方不明は大きな事故につながる可能性があり、令和3年度には行方不明後に死亡が確認されるという大変痛ましい事故も発生しています。

安全配慮や事故防止対策をより一層徹底していただきますようお願いいたします。



目次

Agenda

1. 運営基準等について

2. 報酬算定・請求について

3. 行政処分について

4. その他連絡事項

(1) 食材料費の取り扱いについて



食材料費の適切な取り扱いについて（光熱水費や日用品費も同様です！）

- 先般、グループホームを運営する事業者が利用者から食材料費を過大に徴収していた事案について報道がありました。
- 食材料費の不適切な徴収は、「経済的虐待」に該当する可能性があります。
- グループホーム以外のサービスについても基本的な考え方は同じです。

○食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。

○食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

(2) 送迎時の注意点について



交通マナーについて

- ▶ 関連法令を遵守
- ▶ エンジンのかけっぱなしによる騒音や通行の妨げにならないよう配慮
- ▶ 事故防止の観点から、停車中の車内を**事業所従業員不在で利用者のみ**にしない

車内での虐待（疑い）事案について

- ▶ 利用者が送迎車両に**置き去りにならないよう**所在確認などを徹底すること。
- ▶ 車両内は密室となりやすく、虐待防止の観点からも注意すること。
- ▶ 「人権擁護・虐待防止研修」は、**全従業員が対象**。送迎車の運転担当者を含め少しでも利用者にかかわる従業員は、必ず受講すること。

(3) 事業所運営に関する自己点検シート



自己点検

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者による自己点検をしていただいています。
通知を受け取られた事業所は、手順に従って運営状況の自己点検を行い、その結果を神戸市へ報告してください。
また、その他の事業所におかれましても、定期的な点検及び利用者へのサービス向上に活用していただくようお願いします。

対象事業所	本市から通知が届いた事業所
提出書類	「 自己点検シートのダウンロード 」から該当するサービス種類ごとに「自己点検シート」をダウンロード
点検方法	1. 「自己点検シート」をダウンロード 2. 全ての項目について自己点検を実施 3. 神戸市へ提出
提出先	提出フォーム

こちらから自己点検シートをダウンロード

本市への提出はこちらから

《自己点検シートHP》 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/jikotenken/jikotenken_gaiyou.html

(5) 報酬改定に関する質問・回答



- ・ 報酬改定に関する質問は、正確に統一して回答するため、下記ホームページ記載の質問様式でEメールにより受け付けます。お電話でのお問い合わせはお控えください。
- ・ ご質問に対する回答は同ホームページに回答を掲載します。

【2023年度集団指導（障害福祉）】

<https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/syuudanshidou/syogai-r5.html>

(インターネット検索ワード「神戸市 2023 集団指導」)

BE KOBE

サービス共通編 おわり

各サービス編などの資料もご確認ください

